

11月11日(ついで日)は「介護の日」
—介護保険制度の概要について—

高齢化などにより、介護が必要な方が増加している中で、多くの方に介護を身近なものとして捉えていただき、それぞれの立場で、介護についての理解と認識を深め、地域社会における支え合いを促進するため、市民の皆さんに介護保険制度についてお知らせします。



■利用できるサービスは
下表のとおり
※介護保険べんり帳もご覧ください。

■利用できるサービス

在宅サービス、訪問介護(ホームヘルプ)、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給、短期入所生活/療養介護(ショートステイ)、特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、施設サービス、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養病床等)

1 介護が必要になったら(新規申請)
市役所介護福祉課に申請しましょう(申請の手続きは、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、成年後見人、地域包括支援センターなどで代行してもらうこともできます)。

2 申請が受け付けられると(認定調査)
認定調査員(市の職員)が家庭等を訪問して、心身の状態などについて全国共通の調査票に基づき、質問事項をお尋ねします。日ごろの状況をそのまま見せてください。この調査結果をコンピューターに入力すると一次判定がでます。

3 介護認定審査会
かかりつけの医師からの意見書と、調査の際に書き取ってきた特記事項がそろったところで、審査判定をします。介護が必要な度合い(要介護度)や、保険で認められる月々の利用額などが決まり、本人に通知されます。

4 認定結果通知
認定結果が「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

5 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

6 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

7 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

8 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

9 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

10 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

11 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

12 「要介護1」や「要介護2」と認定された方は介護

サービスの利用
認定された方は介護予防サービス、「非該当」と判定された方は地域支援事業の介護予防サービスを利用できます(認定の有効期間があります)。

5 サービスの利用
「要介護1」や「要介護2」と認定された方は、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)に介護サービス計画(ケアプラン)の依頼をし、介護サービスが利用できます。

6 サービスの利用
「要介護1」や「要介護2」と認定された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの依頼をします。介護予防サービスが利用できます。

7 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

8 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

9 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

10 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

11 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

12 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

13 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

14 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

15 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

16 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

17 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

18 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

19 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

20 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

21 サービスの利用
「非該当」となった方は、地域包括支援センターへ地域支援事業介護予防サービス

場所 福生公園(市民会館隣)
持ち物 お箸とお箸(ゲーム終了後、とん汁が食べられます)※おにぎりとお箸は自由
参加費 一人50円(保険代等)※雨天中止の場合でも返金できません。
定員 先着50組(2~4人のグループ)
※小学1・2年生のグループは中学生以上の付き添いが必要です。
申込み 11月4日(木)~23日(祝)の間に参加費を添えて直接中央体育館窓口または各児童館窓口へ。
※当日の申込み受付はできません。またペット連れの参加もご遠慮ください。
問合せ スポーツ振興課 ☎552・5511

フレッシュランド西多摩 からのお知らせ
■教室案内
①フラダンス教室
日時 毎週水曜日午後1時~2時
②ヨガ教室
日時 毎週木曜日午後1時30分~2時30分
参加費(1回) ①②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他に在住の方1,100円※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。
問合せ フレッシュランド西多摩 ☎570・2626(ホームページもご覧ください。)

月日)を記入し、11月22日(月)(当日消印有効)までに〒197-0005 福生市北田園2-9-1 中央体育館内スポーツ振興課へ。
問合せ 中央体育館 ☎552・5511

熊川・福生地域体育館 「第2回スポーツチャレンジいきいき福生」同時開催のご案内
日時 11月23日(祝)午前9時~午後4時
内容 トレーニング室利用体験、クライミング(熊川のみ)、ヨガ、ピラティスなどの体験レッスン、整体美容講座(福生のみ)などが無料で受けられます!
さらに子どもから大人まで楽しめる景品のもらえるゲーム(チャレンジカード100円)も行ないます。小さなお子さんも来れば何かいいことがあるよ!
※室内用運動靴を必ずご用意ください。
問合せ 熊川地域体育館 ☎552・1980 福生地域体育館 ☎530・8811
ホームページ http://www.tama-spo.com/fussa

ウォークラリー大会
友達・仲間を誘って参加しよう!
日時 11月28日(日)午前9時30分集合・受付※雨天中止

定員 25人(申込み多数の場合責任抽選)
指導 体育館スポーツトレーナー
参加費 800円(初日に集金します)
※期間中お子さん1人の託児料です。託児は、別室で行ないます。
※室内用運動靴が必要。汗拭きタオル、飲料水もお持ちください。

③みんなあつまれドッチボール申込み受付
みんな大好きドッチボール、投げ方、取り方、よけ方?たのしくプレイしながらうまくなろう!

日時 12月1日~平成23年2月2日の間の水曜日(平成23年1月5日はお休み)午後3時30分~4時45分(全8回)
場所 中央体育館主競技場
対象 小学4~6年生
定員 20人(申込み多数の場合責任抽選)
※室内用運動靴が必要。汗拭きタオル、飲料水もお持ちください。

指導 体育館スポーツトレーナー
①②③共通
参加方法 当日、券売機で個人使用券(①②150円、③70円)を購入して受付に提出後、直接会場にお集まりください。
申込み 電子申請または往復はがきで、教室名、住所、氏名、生年月日、電話番号、(②のみ、お子さんの氏名・生年

スポーツ
中央体育館開放事業
①ヨガ教室5参加申込み受付
日時 12月7日~平成23年2月1日の間の火曜日正午~午後1時(全8回)※平成22年1月11日はお休み
場所 中央体育館ワークショップルーム
対象 18歳以上の市民の方(高校生を除く)
定員 40人(申込み多数の場合責任抽選)
指導 インストラクター
参加費 800円(初日に集金します)
※お子さん連れの参加は、他の参加者に迷惑がかかりますのでご遠慮ください。マタニティヨガに対応していませんので妊娠中の方の申込みはご遠慮ください。
②子育てママリズム体操(託児付き)5
身体を動かしたい、でも子どもがいるから、そんな悩みありませんか。子どもをお預かりします。思いきり汗をかいてみませんか。
日時 12月1日~平成23年2月2日の間の水曜日午前10時~11時(全8回)
※平成23年1月5日はお休み
場所 中央体育館卓球場
対象 平成22年12月1日時点で1歳6か月以上3歳以下の未就園児を持つ母親